

総 則

1 教育課程編成の基本的な考え方

問1 教育課程編成の原則とはどのようなことか。

各学校においては、校長を学校全体の責任者として、全教職員が連携協力しながら、学校として統一のある、しかも一貫性をもった教育課程を編成することが大切である。教育課程を編成するに当たっては、次の5点が原則となる。

- (1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと
学校において編成される教育課程については、公教育の立場から、法令により種々の定めがなされており、各学校においては、これらの法令に従って編成しなければならない。

学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって、基準として従わなければならない。教育課程の編成に当たっては、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科及び学校や地域の実態を考慮し、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに、創意工夫を加え、学校の特色を生かすことが大切である。

- 「その他の法令」
学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律など。
- 「学習指導要領」
学校教育法第52条及び学校教育法施行規則第84条の規定に基づき、文部科学大臣が告示の形で定めたもの。

- (2) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

学習指導要領総則においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成や、そのための知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養という、いわゆる資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成、中学校教育との接続や高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続など学校段階等間の接続など、生徒の発達の段階に応じた調和のとれた育成を重視していることに留意する必要がある。

- (3) 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること

高等学校段階では、義務教育の基礎の上に立って、自らの在り方生き方を考えさせ、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を含め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自律を図ることが求められている。

教育課程の編成に当たっては、生徒の一般的な発達の段階に即しながら、個々の生徒についての能力・適正、興味・関心や性格、更には進路などの違いにも注目していくことが大切である。

- (4) 課程や学科の特色を十分考慮すること

高等学校教育としては、課程や学科の別を問わず、その目標とするところに変わりはないが、教育課程としては、必修修教科・科目の履修や卒業に必要な74単位以上の修得を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行

うことを考えて編成する必要がある。

課程や学科における配慮すべき内容については、次のようなことが考えられる。

【課程】

○定時制の課程

- ・生徒の実態が多様化していることを踏まえ、各学年への各教科・科目の配当の弾力化を図る。
- ・個に応じた指導を充実する観点から、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程の活用を進める。
- ・多様な学習の機会を確保していくために、実務代替等の本校以外の学習成果の単位認定制度を積極的に活用する。

○単位制の課程

- ・多様な科目を開設し、選択幅の広い教育課程を編成する。
- ・適切な科目の履修ができるよう、ガイダンス機能の充実を図る。
- ・集団活動の機会の充実を図る。

【学科】

○普通科

- ・生徒の特性や進路等、学校や地域の実態を踏まえながら専門教科・科目を適切に開設する。

○専門学科

- ・専門性の基礎・基本の教育に重点を置くとともに、実際の、体験的学習を重視し、産業界等との連携をより一層深める。

○総合学科

- ・共通教科・科目及び専門教科・科目にわたる多様な科目の中から生徒が主体的に履修したい科目を選択させる。
- ・生徒の多様な興味・関心、進路希望等に応じた学習を可能にする。

(5) 学校や地域の実態を十分考慮すること

ア 学校の実態

教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図るためには、生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況など人的又は物的な体制の実態を客観的に把握して分析することが必要である。

イ 地域の実態

学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要であり、それらを踏まえて、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えるなどして、地域とともにある学校づくりを一層効果的に進めていく必要がある。

問2 「生きる力」を育む特色ある教育活動において求められることは何か。

学校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが必要である。

今回の改訂においては、複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協議しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つを育むことを目指すこととしている。

これら「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」については、学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意が必要である。

- 確かな学力
 - ・基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- 豊かな心
 - ・道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- 健やかな体
 - ・学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。
 - ・特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

問3 育成を目指す資質・能力を育むために留意すべきことは何か。

生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、各教科・科目等の指導を通して、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実に努めるとともに、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう、次の三点について留意する必要がある。



【平成28年12月21日中央教育審議会答申「補足資料」】

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること

生徒に「知識・技能」を身に付けさせるためには、他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、発達の段階に応じて、生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていくことが重要である。

知識については、教師が生徒の学びへの興味を高めつつ、しっかりと教授するとともに、深い理解を伴う知識の習得につなげていくため、生徒がもつ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにするための学習により、知識の理解の質を高めることが必要である。

技能についても同様に、一定の手順や段階を追っていく過程を通して個別の技能を身に付けながら、そうした新たな技能が既得の技能等と関連付けられ、他の学習や生活の場面でも活用できるように習熟・熟達した技能として習得されるようにしていくことが重要である。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること

「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、そ

の過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力である。

学校教育法において、「思考力、判断力、表現力等」とは、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力と規定されており、それらの過程は大きく分類して次の三つがあると考えられている。

- 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。生徒の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定するとともに、情意や態度等を育てていくためには、学校教育の豊かな実践を生かし、体験活動を含めて社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要である。

問 4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導において配慮することは何か。

就業やボランティアに関わる体験的な学習活動は、地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切であり、「各教科・科目」、「特別活動」、「総合的な探究の時間」及び「学校外における就業体験活動やボランティア活動に対して単位の修得を認定する方法」など、教育課程上に位置付けて実施する必要がある。

就業やボランティアに関わる体験的な学習の教育効果を高めるためには、そのねらいを明確にすることが重要であり、地域や学校の実態に応じて、入学年次から卒業年次まで見通した指導計画の作成に創意工夫を加えることが望まれる。

- 就業やボランティアに関わる体験的な学習における主なねらい
 - ・勤労の尊さや創造することの喜びの体得に資すること。
 - ・望ましい勤労観や職業観の育成に資すること。
 - ・自分の能力・適正の判断や高等学校卒業後の進路の選択に資すること。
 - ・職業生活、社会生活に必要な知識・技術の習得及び創造的な能力や態度の育成に資すること。
 - ・社会の構成員として共に生きる心を養い、社会奉仕の精神の涵養に資すること。 など

2 教育課程編成上の配慮事項

問 1 教科等横断的な視点に立って教育課程を編成する上で求められることは何か。

変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、生徒一人一人に育てていくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる

資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育てていくことが重要である。そのため、教科等横断的な視点から教育課程を編成し実践していく上では、次の事項について留意する必要がある。

(1) 学習の基盤となる資質・能力を育成すること

ア 言語能力の育成

言語能力の育成のためには、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要であり、特に国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められる。

イ 情報活用能力の育成

情報活用能力の育成のためには、日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。

ウ 問題発見・解決能力の育成

問題発見・解決能力の育成のためには、各教科等での問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な探究の時間や特別活動の中で、各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるようにすることが重要である。

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成すること

豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成するという大きな役割を担う生徒に、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成することが一層重要である。各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが求められる。

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、平成28年12月の中央教育審議会答申において右のようなことが考えられるとしている。

○現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- ・健康・安全・食に関する力
- ・主権者として求められる力
- ・新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ・豊かなスポーツライフを実現する力 など

問2 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成上、配慮すべきことは何か。

今回の学習指導要領の改訂においても、学校設定教科・科目の設定を可能としていることなど、多様性に配慮して、学校や生徒の選択の幅を確保していることを踏まえ、選択履修させる上では、次の事項について留意する必要がある。

(1) 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修

選択科目や学校設定教科・科目の履修を通して、生徒の興味・関心、進路等に応じ、それぞれの分野について、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることを可

能にし、それぞれの能力を十分伸ばすことができるようにする。

なお、選択の幅の拡大や柔軟な教育課程編成が目的意識を欠き、安易な科目選択や計画性のない学習に陥ることがないように配慮すること。

(2) 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

生徒の特性、進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うためには、いわゆる学校選択という形だけで教育課程を編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程に取り入れる必要がある。

また、生徒の選択の幅を拡大する際に、適切なガイダンスを行うことが重要であり、主体的な選択やよりよい意思決定ができるよう適切な情報提供をする必要がある。

(3) 教育課程の類型

類型方式による教育課程の編成は、生徒に全学年を通して一定の計画の下に系統的・組織的に各教科・科目を履修させることができる一方、生徒の自由な選択を制限する一面をもっているため、類型を設定する際、配慮すべき点は次のとおりである。

- 生徒の能力・適正、興味・関心等による自由な選択を生かすよう配慮すること。
- それぞれの類型において生徒の特性、進路等に応じた適切な履修が確保されるよう、各教科・科目が有機的、系統的に構成されること。
- 選択科目の設定に当たっては、選択科目そのものの組合せや必履修教科・科目と選択科目との関わりについて、学習の体系性や発展性が確保されるように配慮すること。
- 適切なガイダンスを行うこと。

問3 教育課程編成の共通的事項において特に留意すべきことは何か。

高等学校の教育課程は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって編成するものとし、学習指導要領において、共通教科・科目及び総合的な探究の時間の標準単位数、全ての生徒に履修させる必履修教科・科目、専門学科及び総合学科における各教科・科目の履修、特別活動の授業時数、各教科・科目等の目標及び内容等を定めており、各学校においては、これらの内容を十分検討して教育課程を編成しなければならない。教育課程を編成する上では、特に、次の事項について留意する必要がある。

(1) 各教科・科目の履修における順序性について

履修の順序について、Ⅰ、Ⅱ又はⅢが付いている各教科・科目は、その目標や内容を段階的に構成したものであることに留意し、順に履修させること。

また、A、B、Cとしているものについては、その内容について選択履修できるように、目標や内容にそれぞれ特色をもたせて構成している。

なお、必履修科目と選択科目の履修の順序については、教科ごとに必要に応じて定めているので留意すること。

(2) 各教科・科目における標準単位数の増単・減単について

ア 標準単位数より多くの単位数を配当する場合

どの程度の単位数を増加して配当するかについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要である。この

場合、学校の方針により増加単位数を含めて全ての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を特定の類型に所属する生徒など一部の生徒のみに履修させることもあり得る。ただし、いずれの場合においても、指導計画に位置付けた上で、各教科・科目の目標等に照らして適切な範囲で行う必要がある。

イ 標準単位数より少ない単位数を配当する場合（必履修教科・科目以外）

原則的には各教科・科目の標準単位数よって授業を行うことが望ましいが、①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合、②生徒の特性や学校の実態等に応じてやむを得ないと判断される場合のいずれかの場合に行うことが可能である。

なお、その場合においても生徒の実態や各教科・科目の特質等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。

(3) 必履修教科・科目の履修（一部単位減）について

必履修教科・科目の標準単位数の一部を減じることができる「特に必要がある場合」とは、個々の生徒について個性の伸長を図るために、必履修教科・科目の単位数の一部を減ずる措置が必要な場合、必履修教科・科目に加え、専門学科・科目を履修しなければならない専門学科において多様な選択履修を可能とする必要がある場合のみである。

なお、標準単位数の一部を減じる場合は、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提となる。

(4) 短い時間を活用して行う指導について

10分から15分程度の短い時間を特定の各教科・科目等の授業時数に含むことができるのは、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や、指導の成果の把握や活用を行う校内体制が整っている場合であり、指導を行う場合、次の点に留意する必要がある。なお、特別活動（ホームルーム活動）の毎日の短い時間の活用や、指導計画に位置付けることなく行われる読書活動については、授業時数外の教育活動となるため、授業時数に含めることはできない。

○授業時間設定に際しての留意点

- ・各教科・科目等の特質を踏まえた検討を行うこと。
- ・単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること。
- ・授業のねらいを明確にして実施すること。
- ・教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど適切な教材を用いること。

問4 各教科・科目等の内容の取扱いについて留意すべきことは何か。

学習指導要領においては、各教科・科目等の内容の取扱いに関する原則的な事項が定められており、次の事項について留意する必要がある。

(1) 学習指導要領に示していない事項の指導

全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。その際、学習指導要領に示した各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。

(2) 各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序

学習指導要領に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項は指導の順序を示すものではないので、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮しながら、指導の順序に工夫を加え効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

(3) 各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間の学習活動の学期ごとの分割指導

各教科・科目及び総合的な探究の時間の授業は特定の学期に行うことや、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である。

また、1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することが原則である。

(4) 学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項

教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

3 カリキュラム・マネジメントの充実

問1 カリキュラム・マネジメントの充実において求められることは何か。

カリキュラム・マネジメントのねらいは、「教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（総則第1章第1の5）」にある。

そこで、カリキュラム・マネジメントは、自校にある「学校の教育目標」や、その実現に向けた「教育課程の編成の方針」、「各種指導計画」、「校務分掌や予算の配当などの人的・物的な体制」が、自校の教育活動の質を最大限に高めることができるものとなっているか、教科等を超えて育成される学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応する資質・能力がねらいどおりに育成されているか、地域の人的・物的資源の活用について考えることはできないか、といった点について、学校として組織的、計画的、継続的に、その実施状況を把握して、改善を図っていく視点をもつことが重要である。

カリキュラム・マネジメントの充実を図るためには、例えば、①学校評価との関連付けを図り、PDCAサイクルを機能させること、②職員会議や学年会など既存の関連の会議の場を生かすこと、③学校運営協議会や学校評議委員会、保護者説明会、学校だよりなどを活用すること、などが考えられるが、それぞれの学校の実態に応じて、既存の取組や組織を生かしつつ、その取組の質の向上を図っていくことが求められる。

問2 各分野における学校の全体計画等との関連付けはどのようなことが求められるか。

各学校は、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等を策定すること

とされている。これらの全体計画等には、生徒への指導に関する事項や学校運営に関する事項を位置付けることとなる。

そのため、教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、効果的な指導を実現することが求められる。

○学校保健計画

- ・学校保健安全法
(第5条)

学校においては、児童生徒等及び職員の仕事の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

○学校安全計画

- ・学校保健安全法
(第27条)

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

○いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

- ・いじめ防止対策推進法
(第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

問3 カリキュラム・マネジメントと学校評価との関連付けはどのようなことが考えられるか。

各学校が行う学校評価は、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントと関連付けて実施することが重要である。学校評価において、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点が、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月文部科学省）で示されており、各学校において、評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを便宜的に分類した学校運営における12分野ごとに例示している。

○学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価（12分野）

- ・教育課程・学習指導
- ・キャリア教育（進路指導）
- ・生徒指導
- ・保健管理
- ・安全管理
- ・特別支援教育
- ・組織運営
- ・研修（資質向上の取組）
- ・教育目標・学校評価
- ・情報提供
- ・保護者、地域住民等との連携
- ・環境整備

カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・学習指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待され、こうした例示も参照しながら各教科等の授業の状況や教育課程等の状況を評価し改善につなげていくことが求められる。

【学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価】

- 各教科等の授業の状況
 - ・説明、板書、発問など、各教師の授業の実施方法
 - ・視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
 - ・体験的な学習や問題解決的な学習、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
 - ・個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の方法等の状況
 - ・チーム・ティーチング指導などにおける教師間の協力的な指導の状況
 - ・学級内における生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
 - ・コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
 - ・学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、生徒の発達の段階に即した指導に関する状況
 - ・授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、よりよいものとする工夫の状況
- 教育課程等の状況
 - ・学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
 - ・生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえた取組の状況
 - ・生徒の学習について観点別学習の評価や評定などの状況
 - ・学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況
 - ・体験活動、学校行事などの管理・実施体制の状況
 - ・部活動など教育課程外の活動の管理・実施体制の状況
 - ・必要な教科等の指導体制の整備、授業時数の配当の状況
 - ・学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、生徒の発達の段階に即した指導の状況
 - ・教育課程の編成・実施の管理の状況（例：教育課程の実施に必要な、教科等ごと等の年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか）
 - ・生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の計画状況

4 キャリア教育の充実

問1 学習指導要領の改訂におけるキャリア教育の要点は何か。

今回の改訂では、生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることが示された。

学校教育において、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動のホームルーム活動を要としながら、総合的な探究の時間や学校行事、公民科に新設された科目「公共」をはじめとする各教科・科目における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要である。

また、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも重要である。特別活動のホームルーム活動の内容「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を実施する際、留意すべき点は次のとおりである。

- 特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置付けた趣旨を踏まえること。
 - ・キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや人間としての在り方生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである点に留意してホームルーム活動の指導に当たることが重要である。
- キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理すること。
 - ・キャリア教育は将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動等、小学校から高等学校へのつながりを考慮しながら高等学校段階として適切なものを内容として示された。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

問2 高等学校において、キャリア教育を推進する際の留意点は何か。

高等学校におけるキャリア教育は、高等学校教育の目標である「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来を決定させ」ることや、「個性の確立に努める」ことを目指して行われているものであり（学校教育法第51条）、全校の教職員の共通理解と協力的指導体制によって、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的、継続的にキャリア教育を進めていく必要がある。

高等学校段階の生徒は、知的能力や身体的能力の発達が著しいことや、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成するという特色を持ち、このような発達の段階にある生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行う進路指導が必要である。

また、進路の選択決定や将来設計は、高等学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではなく、高等学校卒業後の社会的移行においても、生徒が様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択について模索・試行し、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切である。

問3 学校教育全体を通じて、キャリア教育を推進する際の留意点は何か。

学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育や進路指導を効果的に進めていくためには、進路指導主事やキャリア教育の担当教師を中心とした校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要であり、家庭や地域社会、公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携についても十分配慮していく必要がある。

また、キャリア教育は、生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、その実施に当たっては、就業体験活動や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念の下、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して生徒を育てていくことが大切である。

更に、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際には、各学校は、保護者が生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に応じた情報を提供して共通理解を図った上で、将来、生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

5 道徳教育の充実

問1 学習指導要領の改訂における道徳教育の基本方針や目標はどのようなものか。

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方教育として、学校の教育活動全体を通じて行うというこれまでの基本的な考え方は今後も引き継ぐとともに、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために、校長の方針の下、道徳教育推進教師を新たに位置付け、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して展開することが示されている。

また、高等学校の道徳教育の目標は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。

問2 道徳教育の改訂の要点はどのようなものか。

道徳教育の目標について、「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間としての他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示しており、留意事項として、「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」と示されており、第1章総則第7款を新たに設け、小・中学校と同様に、道徳教育推進上の配慮事項を示している。

○道徳教育に関する配慮事項

- 全体計画の作成においては、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を行うこと。
- 各学校において指導の重点化を図るために、高等学校において道徳教育を進めるに当たっての配慮事項を示したこと。
- 就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意すること。
- 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

問3 「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、高等学校の道徳教育の中核的な指導の場面として関連付けられたのはなぜか。

高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや、小・中学校と異なり道徳科が設けられていないことから、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。このため、「人間としての在り方生き方」を目標に掲げる公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導の場面として位置付け、各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。

Topic

北海道高等学校「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」

◆趣旨

新高等学校学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、生徒の自尊感情や規範意識を育むとともに、生徒が人間としての在り方生き方についての考えを深め、現代社会の課題に主体的に対応できる資質・能力を身に付けることができるよう、道徳教育推進教師を中心とした全教員による道徳教育の実践研究を推進し、その成果を普及する。

◆研究内容

- (1) 各種調査結果を踏まえた生徒の実態等に応じた実践研究
 - ア 全体計画の作成・改善
 - イ 単元配列表を活用した道徳教育の視点による学校教育活動の整理・改善
 - ウ 道徳教育推進教師の役割の明確化
 - エ 全教師による校内体制の整備
 - オ 地域や関係機関と連携した就業体験やボランティア活動等の取組の充実
- (2) 道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向けた指導方法等の工夫改善や指導体制の確立
- (3) 遠隔システムを活用した指定校による双方向型の研究協議の実施

◆推進体制

道内を4圏域に分け、圏域ごとに推進校、協力校を指定し推進している。

◎指定校

圏域	指定	推進校	協力校
道央		札幌厚別	芦別
道南		穂別	森
道北		利尻	羽幌
道東		紋別	弟子屈



◆指定校の取組

推進校	協力校
<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用した分析・検証 ・「いじめの把握のためのアンケート調査」の実施 ・「北海道高等学校教育課程研究協議会」における実践発表 ・「道徳教育推進研究協議会」における実践発表や研究協議 ・遠隔システムを活用した協力校との意見交換等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用した分析・検証 ・「いじめの把握のためのアンケート調査」の実施、遠隔システムを活用した推進校との意見交換等の実施 ・「道徳教育推進研究協議会」における研究協議

◆学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性

道徳教育の指導の方針や重点を基に、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動における道徳教育の関連を捉え、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動において人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面としての役割が果たされるよう計画を工夫することが必要である。そのため、例えば、「単元配列表」を活用し可視化することも有効である。

【参考】単元配列表（一部抜粋）

6 北海道公立高等学校（中等教育学校後期課程含む）平成31年度入学者教育課程編成の状況 注：中等教育学校は、全日制課程普通科に含めている。

○資料1

「学校設定科目」の設定状況（全日制）

年度 \ 課程・学科	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科
平成31年度	149校	16校	57校
平成30年度	150校	16校	60校

○資料2

「学校外における学修の単位認定」の状況

	海外留学	学校間連携	大学、大高専、専修等	技能審査の成果	ボランティア活動等	高卒試験	定通併修
全日制課程普通科	33校	6校	25校	72校	28校	0校	0校
全日制課程総合学科	6校	4校	10校	16校	9校	2校	0校
全日制課程専門学科	9校	2校	9校	40校	11校	1校	0校
定時制課程普通科	6校	2校	4校	21校	12校	13校	10校
定時制課程専門学科	2校	3校	2校	15校	4校	5校	1校

○資料3

「類型を設定している学校（全日制）」の状況

	第1学年から	第2学年から	第3学年から
普通科	1校	55校	16校
専門学科	2校	28校	4校

○資料4

「履修と修得を分離している学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	73校	16校	28校	10校	7校

○資料5

「学期の区分ごとの単位修得の認定を行っている学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	44校	13校	8校	5校	5校

○資料6

「2学期制を実施している学校」の状況

	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
全日制課程	191校	192校	191校	193校
定時制課程	35校	35校	35校	35校